

第7期 雲南市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和3年7月20日（火） 13:30～14:25

2. 場 所 市役所5階・全員協議会室

3. 出席委員（15名）

1番	三島 輝昭	2番	板持 斉	3番	三原 治雄	5番	柳原 昌広
6番	高橋美佐子	7番	小山 益男	8番	神田 邦昭	9番	高橋 一裕
12番	林 明夫	13番	奥田 武	14番	渡部 晴夫	16番	吾郷 正司
17番	佐藤 博子	18番	嘉本 輝雄	19番	加藤 一郎		

4. 欠席委員（4名）

4番	堀江 広孝	10番	新田 清	11番	川角 茂	15番	小田川 清
----	-------	-----	------	-----	------	-----	-------

5. 事務局又は説明者

局長	田部 公利	主査	白築 香	主幹	土江 慶彦	主事	新田 悠葉
----	-------	----	------	----	-------	----	-------

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第94号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第95号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第96号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第97号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第13回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番神田邦昭委員、9番高橋一裕委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（常設審議委員会案件）について ・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る事業内容変更届出書の受理について ・ 農地法第3条の規定による許可指令書の取消願の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第94号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書8ページ、議第94号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書9ページをご覧ください。図面資料は1ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は90㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、また申請地は譲受人の家の前にあるため、これまでも譲受人が管理されていたようです。確認委員は議案書の通りです。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>積は721㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を主宰するという事です。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第94号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第94号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第95号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第95号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件についてご説明をいたします。11ページをご覧ください。図面は、8ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇1筆。地目は議案書のとおりで申請面積は10㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑一式を移転されます。転用理由は現在の墓地が山の中腹にあり管理ができないため申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇1筆。地目は議案書のとおりで申請面積は155.13㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地拡張で庭を整備されます。転用理由は農地と建物が隣接しており宅地の管理が行いにくいいため当該申請地を庭としたいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象と</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>なっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第95号農地法第4条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号2番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第95号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号2番の案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第95号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可が適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第96号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第96号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書13ページをご覧ください。図面資料は19ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は214㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟103㎡を建築されます。転用理由は現在、借家に住んでおり申請地を譲り受けて住宅を新築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は202㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟67.25㎡を建築されます。転用理由は現在、借家に住んでいるため、申請</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>地を譲り受けて住宅を建築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は200㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟57.96㎡を建築されます。転用理由は現在、借家に住んでいるため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は1,289㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は共同住宅で共同住宅1棟236.30㎡を建築されます。転用理由は申請地を取得し共同住宅を1棟、駐車場及び付属施設を整備したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は668㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟159.9㎡を建築されます。転用理由は息子夫婦が地元に戻ってくるため、申請地を譲り受けて住宅を新築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は226㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟129.39㎡を建築されます。転用理由は借り家住まいが狭いため、申請地を取得し住宅を新築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の2筆。申請面積は合計318.36㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟125.86㎡を建築されます。転用理由は現在、借家住まいであるが、子供が大きくなり狭くなったので申請地を取得し住宅を新築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。始末書が提出されており農地法の認識不足から許可を受ける前に農地を転用してしまったとのことです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は173㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場で資材置場を整備されます。転用理由は申請地を譲り受けリサイクル品の資材置場として利用したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>は申請番号5番と同じです。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は322㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟62.11㎡を建築されます。転用理由は申請地を譲り受けて住宅を新築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号5番と同じです。以上報告します。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
9 番	<p>9番です。14ページの申請番号4番について、1,000㎡を超えますので、その説明を行います。この農地については、譲渡人が県外に住んでおられます。元は〇〇町の在住であり、母親が近所に住んでおられますので、この母親と2ページの合意解約届の賃借人の2人に聞き取り調査を行いました。二十数年前であるが、元々、酪農を営んでおられて、この農地では飼料作物等を作っておられました。この父親が酪農を廃業したことによって、賃借人に農地を貸したということであります。周辺は既に非農地となっており、影響はありません。以上簡単ですが、報告といたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありますか。</p>
1 7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
1 7 番	<p>17番です。申請番号7番について、聞き取り調査を行ったことと、始末書が出ています。聞き取りを行ったところ、申請に至る経過ですが、申請人は令和2年7月に農用地区域の除外申請を行い、結果、許可を得たことにより工事を行ってもよいと勝手に判断し、転用申請をせずに水道工事をしてしまわれたということです。転用の目的は、住宅建築ということで、場所は住宅が点々としており、新築が発生している区域となっています。62ページの地図をご覧ください。今回の該当地は〇〇-〇と-△の2筆であり、隣の〇〇-▲の水道工事をした際に、まだ、申請をしていない今回の該当地へも工事をしてしまったということです。次に始末書ですが、令和2年4月に〇〇-〇の田について、畑に地目を変更するように雲南市農業委員会へ田畑転換届を提出し、畑に造成しました。その後、隣の〇〇-▲の土地について、農地法第5条申請を行って所有権移転を行いました。〇〇-▲の上下水道引込工事を令和2年5月から施工し、その工事に併せ〇〇-〇と-△の土地にも上下水道引込工事をしてしまいました。現在、〇〇-▲の建築工事で、建築工事業者から依頼があった〇〇-〇と-△は工事用作業場として貸し出しているところです。農地法をよく知らなかったとはいえ手続きを怠っていたことは大変に申し訳なく思っております。今後は、農地法を遵守し、十分に確認することとしますということですので、ご承認をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありますか。</p>
5 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
5 番	<p>5番です。申請番号の8番ですが、70、71ページをご覧ください。譲受人になられ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>る方が〇〇-〇の土地で今まで廃品回収、鉄屑寄せといったことをしておられました。その後ろの今回申請が出ている〇〇-△の農地部分を使ったりして商売をしておられて、普段、あまり人が常駐しておられない状態で営まれていましたので、酷く荒れた状態で、行政の方からも指導が入るといようなこともあったようです。農業委員会からも農地の部分について転用するよう指導し、保健所からも指導があったりし、此処の全てを一回きれいにして、更地に戻して、再度申請をしていただくようお願いをしたりしていました。72ページに写真も出ていますが、一回、きれいにすべての鉄屑などを取っていただき、今回の申請に至った次第です。農業委員会としては、現地を元どおりにしてもらっているので、この申請において私の確認をしておりますので、このことについてご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありますか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第96号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号7番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第96号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号7番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号7番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第96号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号7番を申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可が適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第97号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第97号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。今回は設定件数8件。内訳は〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町2件で、一括方式による転貸、中間管理機構が借り受けるものではありません。借り受け戸数は7戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全て</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>の農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。なお、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の5町であります。</p> <p>あの時計で、14時20分まで、暫時休憩とします。よろしくお願ひします。</p> <p>・・・・・・・・（休憩）・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願ひします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町の案件は、新規が1件、再設定が1件の合計2件でございますが、いずれも問題が無いと判断いたしましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。3番の案件ですが、利用権の設定を受ける方が推進委員であり、また、〇〇町でも個人として有数の大型農家でございますので、新規ではあります、まったく問題はないと判断いたします。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
2 番	<p>はい、2番です。申請番号4番ですが、こちらについては再設定であり、これまでと同様に継続して耕作していただければと考えます。問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
13 番	<p>はい、13番です。〇〇町の該当は5番が再設定で妥当と思われ、6番ですが、新規ですけれども、利用権設定を受ける方は既に相当な実績をお持ちでありますので問題ないと考えますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
16 番	<p>はい、16番です。今日は、〇〇町の委員さんが欠席でございまして、私が代わりに聞き取ったことをお知らせいたします。7番、8番ですけれども、7番の方は再設定ということで問題ないと連絡をいただいております。8番の新規につきましても今まで管理されていたため、これも問題ないという連絡がきておりますので報告させていただきます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませぬか。</p> <p>（無しの声 あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。</p> <p>（無しの声 あり）</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第97号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませぬか。</p> <p>（異議なし の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第97号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 （14：25終了）</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____